

四街道市親子ひらめき体験イベント実施業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務目的

本要領は、「四街道市親子ひらめき体験イベント実施業務委託」に係る最優先受託候補者を選定するための公募型プロポーザル実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

本業務の内容については、次の各項に掲げるもののほか、別紙「四街道市親子ひらめき体験イベント実施業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

- (1) 委託業務名 四街道市親子ひらめき体験イベント実施業務委託
- (2) 委託期間 契約日の翌日から令和9年3月31日（水）まで
- (3) 委託限度額 3,069,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 開催予定日 令和8年11月29日（日）
- (5) 開催場所 四街道総合公園内（市と協議の上、最終決定するものとする。）

3. 選定方法

最優先受託候補者の選定については、公募型プロポーザルとし、書類審査（第1次審査）を経て、受託候補者を選定し、プレゼンテーション審査（第2次審査）を実施して決定する。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている法人とする。

- (1) 直近10年以内に自治体の同種業務（親子参加型イベントの実施等）を受託し、完了した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続き開始決定がされていない者、又は民事再生法に基づく再生手続き開始決定がされていない者であること。
- (4) 四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を本公募の開始日から企画提案書等の提出期限までの期間、受けていない者であること。
- (5) 電子交換所（手形交換所含む）による取引停止処分を受けてから2年間を経過している者又は当該建設工事等の入札日前6か月以内に手形又は小切手の不渡り事故を出していない者。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (7) 四街道市暴力団排除条例（平成24年四街道市条例第2号）第2条第3号に規定される暴力団員等、又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

5. 失格要件

参加申込書を提出してから最優先受託候補者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象より除外する。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (3) 参加申込書又は企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 不渡手形又は不渡小切手を出した場合。
- (5) 会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合。
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合。

6. 様式一覧

- (1) 参加申込書（様式1）
※代表者以外の名義で申請する場合は、委任状（任意様式）を添付すること
- (2) 質問書（様式2）
- (3) 企画提案提出書（様式3）
- (4) 業務実績書（様式4）
- (5) スタッフ等体制調書（様式5）

7. 企画提案書類

次の(1)～(6)をもって、企画提案書類（一式）とする。

なお、(1)の次に目次を作成し、ページ番号を付した上で、(2)から(6)の順に綴じること。(1)から(6)については、A4版に調製すること。ただし、図表等についてはA3版も可とするが、その場合は、A4サイズに折り込むこと。

- (1) 企画提案提出書（様式3）
必要事項を記載すること。
- (2) 事業者概要書（任意様式）
事業者における企業理念、経歴、組織体制、概要について記載すること。
組織体制については、本業務の組織体制と本業務に精通した専門的な部門の有無についても記載すること。
また、「12.選定基準(3)社会的価値の実現に資する取組」に該当する場合は、取組を行っていることを証明できる書類（認定通知書の写し等）を提出すること。
- (3) 業務実績書（様式4）
直近10年以内に発注者が自治体である同種業務実績に加え、発注者が自治体にあるかどうかにかかわらず、実績を10件以内で記載すること。
上記実績のうち、代表的な実績のパフレットやチラシ、台紙等を1点（15部）添付すること。現物がなければカラーコピーでも可能。また、その作成の工夫した点を記

載して提出すること。

(4) スタッフ等体制調書（様式5）

総括責任者・主任技術者・担当者その他スタッフの氏名、経歴、資格、所属部門等必要事項を記載し、それぞれのスタッフが携わった代表的な実績や現在の手持ち業務の状況を必ず記載すること。また、受託した場合に、当日参加予定のスタッフを記載すること。

(5) 企画提案書（任意様式）

本要領及び仕様書に則り、1者1案を次の項目に従い作成すること。

- ①表紙には、タイトル（四街道市親子ひらめき体験イベント実施業務委託）、提出年月日を記載し、正本には参加申込者の所在地、会社名称・会社印、代表者氏名・代表者印を記名、押印すること。
- ②イベントを開催することで得られる効果について記載すること。
- ③提案するイベント企画の内容を記載すること。
- ④提案するイベント企画の特色や工夫した点等の特徴について記載すること。
- ⑤集客性向上のための方策について記載すること。
- ⑥提案するイベント企画当日の安全面、人員体制について記載すること。
- ⑦提案するイベント企画のストーリーや謎解き等の課題の案を記載すること。
- ⑧その他、特記事項、アイデア、独自提案等があれば自由に提案すること。

(6) 見積書（任意様式）

見積書には、本業務にかかる制作費等一切の業務にかかる経費について、記載すること。

※内訳を必ず記載すること

8. 選定までのスケジュール（予定）

スケジュール	日時	提出書類
プロポーザル募集開始	令和8年6月1日（月）	-
質問書受付期限	令和8年6月22日（月）12時まで	質問書（様式2）
質問の回答	令和8年6月25日（木）12時まで	-
プロポーザル参加申込と 企画書等の提出期限	令和8年7月1日（水） 16時30分まで	企画提案書類（一式） （様式1、3～5を含む）
書類審査（第1次審査） の結果通知	令和8年7月10日（金）	-
プレゼンテーション審査 （第2次審査）	令和8年7月16日（木）または 17日（金）	-
選定結果の通知（公表）	令和8年7月22日（水）	-
契約事務	令和8年7月下旬～	-

※日程は都合により変更となる場合がある

※書類審査（第1次審査）の結果は、メール等にて通知する

※プレゼンテーション審査（第2次審査）の開始時間、場所等は、後日メールにて通知する

9. プロポーザルに関する質問

本要領及び仕様書の内容等に質問がある場合は、質問書（様式2）を四街道市役所政策推進課宛てに提出すること。

(1) 受付期限 令和8年6月22日（月）12時まで

(2) 提出方法 四街道市役所政策推進課宛てメールで質問書（様式2）を提出し、メール送信後、政策推進課担当宛て電話にて連絡すること。

メール：yseisaku@city.yotsukaido.chiba.jp

電話番号：043-421-6162

担当：片倉、永見

(3) 回答方法 令和8年6月25日（木）12時までに、質問者を伏せた上で、質問に対する回答を市ホームページに掲載する。

10. プロポーザル参加申込と企画提案書類の提出

プロポーザル参加を希望する者は、次のとおり参加申込書と企画提案書類を提出すること。

(1) 提出書類 参加申込書（1部）と企画提案書類（一式）15部（原本1部、副本14部）

(2) 提出期限 令和8年7月1日（水）16時30分まで

(3) 提出方法 郵送又は持参。

※持参の場合は、平日9時から16時30分まで

※郵送の場合は、上記提出期限までに必着

(4) 提出場所 四街道市役所 政策推進課 魅力発信係

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話番号：043-421-6162

(5) 注意事項 期限を過ぎての提出は無効とする。

(6) 参加辞退 参加申込書提出後に辞退する場合は、「辞退届」（任意様式）を提出すること。以後、辞退により事業者が不利益な扱いを受けないものとする。

11. 選定審査

書類審査（第1次審査）及びプレゼンテーション審査（第2次審査）は、「12. 選定基準」に基づき、四街道市親子ひらめき体験イベント実施業務受託候補者選定委員会が行う。選定結果に関する異議の申し立ては受理しないものとする。

なお、企画提案書を提出した者が1者のみの場合、書類審査のみを実施し、配点の6割以上の者を最優先受託候補者として決定する。

また、合計得点が同点の場合は、評価項目（４）・（５）②の順に得点が高い受託候補者を上位として選定する。さらに同点の場合は、評価項目（６）の得点が高い受託候補者を上位として選定する。

（１）書類審査（第１次審査）

提出された企画提案書の書類審査（第１次審査）を行い、配点の６割以上の者の中から上位３者を選定する。選定結果は、企画提案書を提出した者全員に通知する。

（２）プレゼンテーション審査（第２次審査）

書類審査（第１次審査）にて選定された上位３者の中から、企画提案書をもとに以下のおりプレゼンテーション審査（第２次審査）を行い、最優先受託候補者及び第２優先受託候補者を決定する。

四街道市ホームページにおいて、最優先受託候補者、参加申込者数を公表するとともに、プレゼンテーション審査（第２次審査）を実施した事業者全員に通知する。

① 実施日

令和８年７月１６日（木）または１７日（金）

※書類審査（第１次審査）により選定された事業者へは別途、プレゼンテーション審査（第２次審査）の開始時間、場所等を通知する。

② 実施方法

企画提案書に基づくプレゼンテーション
３０分（説明２０分、質疑応答１０分）

③ その他（留意事項）

説明者は本業務に配置予定の主担当者が実施するものとする。
また出席者は本業務を担当する者とし、３名以内とする。

1.2. 選定基準

企画提案等の審査を行うための評価項目については、以下のとおりとする。

- ・書類審査（第１次審査）は（１）～（４）、（６）により評価する。
- ・プレゼンテーション審査（第２次審査）は（１）～（６）により評価する。

（１）受託候補者の技術力

①受託候補者の業務実績について

（２）受託候補者の実施体制

①本業務の実施体制について

（３）社会的価値の実現に資する取組

①ワーク・ライフ・バランス等の推進について

- ・えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を受けているか
- ・任意で一般事業主行動計画を策定・届出をしているか
- ・くるみん認定、トライくるみん認定又はプラチナくるみん認定を受けているか

(4) 企画提案書の内容

- ①本業務受託に当たっての基本的な考え方について
- ②仕様書内容についての実施方策について
- ③イベント当日の安全確保・運営体制について
- ④提案の独創性について

(5) プレゼンテーション

- ①提案の実現性について
- ②企画提案の内容から受注意欲について

(6) 見積金額

1 3. 契約の方法

四街道市は、最優先受託候補者と予定価格の制限の範囲内で業務委託の契約交渉を行う。ただし、当該最優先受託候補者との契約が不調となった場合は、次点者との交渉を行うものとする。

1 4. その他

- (1) プロポーザルに関する一切の費用は、受託候補者の負担とする。
- (2) 公募型プロポーザル方式は、委託事業者を選定することから、具体的な作業は提案等に記載された内容を反映しつつも、四街道市との協議に基づいて実施する。
- (3) 参加申込書及び企画提案書等の提出された書類は、本件の審査以外には無断で使用しない。ただし、透明性の確保や公正を期すために公表する場合がある。
- (4) 参加申込書及び企画提案書等の提出書類については返却しない。

1 5. 契約

契約締結は、四街道市に定められた随意契約手続きによるものとする。

企画提案書に記載された項目は、契約締結時の仕様書に反映する。ただし、本業務の目的達成のため必要な範囲において、四街道市との協議により契約締結段階において項目の追加、変更、削除を行えるものとする。そのため、委託者選定の決定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。